

「岩手県東日本大震災津波復興委員会運営要領」の策定について

【要旨】

令和5年2月岩手県議会定例会において「岩手県附属機関条例」（令和5年岩手県条例第4号。以下「附属機関条例」という。）が可決成立し、令和5年4月1日より施行されました。

これにより、岩手県東日本大震災津波復興委員会は、附属機関条例に基づく委員会となります。

本議事は、「岩手県東日本大震災津波復興委員会運営要領」を策定し、以下の事項を定めることについてお諮りするものです。

- ・代理出席について
- ・オブザーバーについて

【参考】附属機関条例（抄）

（補則）

第9条 第2条から前条までに定めるもののほか、審議会等の運営に関し必要な事項は、会長等が審議会等に諮って定める。

岩手県東日本大震災津波復興委員会運営要領（案）

（趣旨）

第1 この要領は、岩手県附属機関条例（令和5年岩手県条例第4号）第9条の規定により、岩手県東日本大震災津波復興委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（代理出席）

第2 委員は、委員会に出席することができない場合であっても、あらかじめ委員長の承認を得て定めた代理人を委員会に出席させることができる。

（オブザーバー）

第3 委員会にオブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、知事が委嘱し、その任期は委員の任期の例による。

3 オブザーバーは、必要に応じて会議に出席し、意見を述べることができる。

（庶務）

第4 委員会の庶務は、復興防災部において処理する。

（補則）

第5 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は、令和5年11月6日から施行し、同年同月1日から適用する。